

令和7年10月6日

青森県「再生可能エネルギー共生税」の新設

青森県から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される青森県再生可能エネルギー共生税の概要は以下のとおりです。

課税団体	青森県
税目名	再生可能エネルギー共生税（法定外普通税）
課税客体	再生可能エネルギー発電施設（青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例第2条第1号に規定する施設であってその事業の用に供しているものをいう。） ※太陽光2,000kW以上、風力500kW以上の発電施設。
課税標準	上記施設の総発電出力（再生可能エネルギー発電施設の再生可能エネルギー源ごとの出力の合計）
納税義務者	上記施設の所有者
税率	（保護地域・保全地域） 1 太陽光発電施設：410円／kW 2 風力発電施設：1,990円／kW （調整地域） 1 太陽光発電施設：110円／kW 2 風力発電施設：300円／kW
徴収方法	普通徴収
課税免除等	① 国が所有する再生可能エネルギー発電施設 ② 地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設 ③ 共生区域に設置された再生可能エネルギー発電施設
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

・ 令和7年 3月24日 青森県議会にて条例案可決

・ 令和7年 3月24日 総務大臣協議

・ 令和7年10月6日 総務大臣同意

（※）条例施行日：県規則で定める日

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。